

記

一、経過

(1) 勞働者側

A. 依然結束ヲ鞏固ニシ罷業ヲ繼續中ナルモ不穩ノ行動ナレ

B. 後記廿日ノ交渉ニ関シ爭議費用二百圓ヲ要求シタルニ聞知セル南葛各支部長ハ應援固ニ何等諾ル事ナク斯ル交渉ヲ為セルハ組合幹事ノ專断ナリトテ内紛ヲ惹起シタルヲ以テ推移注意中

(2) 事業主側

A. 爭議不参加者三名ニテ依然營業ヲ繼續セリ

B. 所有船第六号及第七号ノ船体腐朽セルヲ發見シ

修繕費ニ多額ヲ要スルヲ以テ是ヲ繋船又ハ賣却スルヲ船主ニ名ヲ解雇スル意嚮ナリ

(3) 交渉状況

A. 十九日午後二時ヨリ京橋區塩所ハハ解組合幹事長馬場伊之助方ニ於テ事業主代表馬場ハ勞働者側新井兵太郎、木村万平外五名ト會見事業主側ヨリ解ニ隻ヲ繋船シ來組ニ名ノ船主ノ解雇ヲ承認セバ要求通ノ仕込金ヲ貸共スル旨ヲ述バタルニ勞働者側ハ「解雇ニ絶対反対スル旨ヲ述バ結局纏ル要ナク會見ヲ了レリ

B. 廿日午後二時廿分ヨリ總聯合本部ニ於テ事業主側代表馬場ハ勞働者側新井、森榮一、木村万平外三